

学校生活のきまり

(1) 登校・欠席・遅刻・早退等

①登校の仕方

- 決まった通学路を守り，なるべく複数で徒歩により登校する。
- 歩道があるところでは，歩道を一列で歩き，ないところは右側通行をする。
- 登校後は校外には出ない。忘れ物があっても取りに帰らない。

②登校時間

- 学校へは7時30分から8時10分までの間に登校する。
- 8時15分に教室にいない場合は遅刻とする。

③欠席・遅刻・早退する場合

- その理由を保護者が連絡帳に記し，担任に連絡する。やむを得ず電話で連絡をする場合は，始業前までに保護者が連絡をする。
- 遅刻・早退をする場合は，原則として保護者が付き添う。（不審者対策も含む）

(2) 校内での生活

①登校後

- 登校したら，教科書，ノートなどの学用品を机の中に入れて整理する。
- 8時15分の始業チャイムには，教室内の自分の席に着き**のびっ子タイム**を始める。

②授業

- チャイムの合図で授業が始められるようにする。（ベル前着）
- 教室移動をする際には，他のクラスに迷惑がかからないように，並んで静かに行う。
- 基本的な授業のきまりを守る。

【授業では】

- ・授業の始めと終わりの「あいさつ」は胸を張り，顔を見てお辞儀する。
- ・活動に合った姿勢をする。

【話す】

- ・先生に指名されたら，返事をする。「はい……です。」
- ・友だちや先生に声が伝わるように，最後まではっきり話す。
- ・聞く人の方を向いて，ていねいに話す。

【聞く】

- ・最後までしっかり聞く。
- ・話している友だちや先生の方を向いて最後まで聞く。

③休憩時間

- 外遊びの時間は，朝休憩，大休憩，昼休憩で，その他の休憩は，授業準備や教室移動の時間とする。
- 雨天時は，教室内で読書などをして静かに過ごす。
- 校外へは出ない。体育館裏，給食室裏，中庭，プール裏など，危険な場所，人目に付かない場所では遊ばない。
- 危ない遊びはしない。
- 遊具は譲り合って使う。
- 体育倉庫や体育館の壁にボールをぶつけてはいけません。

○特別教室や体育館，空き教室などには勝手に入らない。

○廊下階段を走らず右側を静かに歩く。

④給食

○給食当番は，マスク，エプロン，三角巾または帽子を着用し，手洗いなどの衛生面にも注意をして配膳をする。

○給食当番の服装は個人持ちとする。

⑤そうじ

○そうじ時間は，決められた場所を時間いっぱい，黙ってそうじをする。

○たてわり班を編成し，そうじは原則たてわり班で6年生のリーダーのもとで行う。

⑥トイレの利用

○トイレの利用は原則として休憩時間に行う。

○使用後は，次の人のためにスリッパをそろえる。

(3) 放課後

①下校時刻

○授業終了後，下校する。

下校の仕方など

○下校時も決まった通学路を守り，なるべく複数で徒歩により下校する。

○帰る途中，寄り道をしたり，物を買ったりせず，まっすぐ家に帰る。

○一度下校してからは，勝手に校舎内に入らない。

○忘れ物などをとりに来たら，職員室に言ってから教室に入り，帰るときも言ってから帰る。

○校舎やグラウンドでおかし類は食べない。

(4) 持ち物

①カバン

○ランドセルを使用する。ランドセルでも入りきらないものがあるときには，手提げカバンや布袋などを補助的に使用してもよい。

②学習用具の準備

○筆記用具

・えんぴつを5～6本。えんぴつキャップ・シャープペンシルは使用しない。

・赤青鉛筆（高学年は赤青ボールペン）1本

・白い消しゴム1個

・ものさし

・下敷き

・名前ペン

※上記以外のものは筆記用具として筆箱の中に入れて持ってこない。

※学用品の貸し借りはしない。

○体育時の服装

・原則体操服（青色のハーフパンツ，白無地のシャツ）

・赤白ぼうし（必ず顎紐をつける）

・軽くて運動しやすい靴

・体温調節のできない服装は着用しない。

※赤白ぼうしやなわとびなどの貸し出しはしない。

※忘れものについては，続けて2回目までは参加を認めるが，3回目からは見学させた上で保護者に連絡をする。

③不要物

○学校には必要のないもの（携帯電話，電子機器，おかし等含む）は持ってこない。違反があった場合は，学校で預かる。

※本については，内容を担任が判断し，許可したものとする。

(5) 服装等

① 普段の服装

- 動きやすく、運動や学習に適したものを着用する。（華美なものは避ける）
- 上着を腰に巻きつけたり、シャツを出したりするなどだらしない格好をしない。

② 頭髪

- 髪の毛を染めることや華美な髪型、装飾品は、昭和北中学校区で統一して禁止している。

③ 名札

- 学校指定の名札を左胸に付ける。

④ 靴

- 運動しやすいもの。（厚底、くるぶしが隠れるようなものや装飾が付いたものは学習に差し支えるので履いてこない）
- 天候によっては長靴を履いてもよい。

⑤ 上履き

- 白を基調としたバレエシューズタイプのものを着用する。（ゴム部分は白以外で区別できるもの）
- 体育館では体育館シューズを使用する。色は白。

⑥ 防寒具等

- コート、手袋、マフラー、ネックウォーマーについては、登下校時のみ着用する。
- カイロについては、持ってきてもよいが、校内では絶対に出さない。

(6) その他

- 名札、ハンカチ、ちりしをいつも身につける。
- 自分の持ち物には名前を書く。
- 水筒は持ってきてもよい。中身は水かお茶。教室内だけで飲む。友だちのものはもらわない。

- 保健室へ行くときには、担任に連絡してから行く。（担任は保健室へ連絡する。）

学校外の生活

(1) 家庭で

① 基本的な生活習慣を身につける

- 自分からすすんで元気よくあいさつ。
- 時間を守る。
- 毎朝顔を洗い、歯磨きをする。
- 朝ごはんをきちんと食べ、排便をして元気よく登校する。
- 早寝早起きで生活のリズムをつくる。
- 家庭学習の時間を決めて行う。
- 外出する時は、行き先、帰宅時刻、友達の名前を家の人に知らせて出かける。

(2) 校外の生活

① 外出

- 子どもだけで校区外に遊びに行かない。習い事などやむを得ず校区外に出るときは、家庭の責任において行う。
- 有料の遊び場（ゲームコーナー、カラオケボックス）などへ子どもだけで行かない。
- スーパーマーケット、コンビニなどに子どもだけで行かない。
- 文化施設（ビューポート呉、中央図書館、美術館、入船山記念館、二河プールなど）に行く場合は保護者同伴で行く。（昭和地区全体で決められている）
- 午後5時**までには**（11月から2月の間は午後4時30分**までには**）帰宅する。
- 子どもだけでの夜間外出はしない。

② 遊び

- 道路，駐車場，池や川の近くなど危険な場所で絶対に遊ばない。
- 外で遊ぶときは必ず2人以上で遊ぶ。
- 公園のきまりを守る。（ボール遊び禁止の場所ではない）
- マッチ，ライターを使っての火遊びや危険な遊び（エアガンなど）は絶対にしない。
- 人，車，家などにむかって石や物を投げることも絶対にしない。

③金品等

- 必要のないお金や高額なお金は持ち歩かない。
- 用事のないのに店に行かない。
- おごったりおごられたりしない。
- 友だちにお金や物を要求しない。

④交通

- 信号などの交通ルールを守る。
- 歩道がある場合は歩道を，歩道がない場合は道路の右側を歩く。何人かで歩くときは，広がって歩かない。
- 急な飛び出しをしない。

⑤自転車に乗るとき

- 自転車に乗るときは，家の人の許可をもらってから乗る。
- 5年生以上は，**自転車教室**で教えてもらったルールをしっかりと守って，校区内で乗る。
- 1～4年生は，**保護者の指導のもと安全な場所で乗るようにする。**
- スピードを出さずに乗る。急な坂道では，自転車から降りて押す。
- 交差点では一時停止をし，人や車が来ていないことを確かめる。
- 二人乗りは危険なので，絶対にしない。
- 放課後に自転車で学校に来たときには，体育館側に並べて置く。**
- 運動場では乗りません。**

特別な指導

問題行動への特別な指導

次の問題行動を起こした児童に対して，教育上必要と認めた場合には，他の児童への影響も考慮し別室で特別な指導を行う。

①触法行為

- 暴力，威圧・強要行為
- 器物破損
- 窃盗・万引き
- その他法規等に反する行為

※以上の事例が発生した場合には，事実確認を行うとともに，速やかに関係機関と連携を図る。

②校内のきまりに反する行為

- 暴力行為（対教師，児童間，対人，器物破損）
- いじめ
- 怠学
- 指導に従わない（授業妨害，暴言，授業エスケープ）
- 金品強要
- その他学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

※特別な指導は1日とする。児童に改善が見られない場合は継続して指導する。

※特別な指導は，校長室，相談室で対応する。（校長，教頭，主幹教諭，担任，生徒指導主事）